

所長コメント



東京の下町 浅草から隅田川の向こうにスカイツリーが見える。
昭和のシンボルが東京タワーなら、スカイツリーは平成のシンボルだ。
平成の現在、貧しくても夢や希望があった昭和を懐かしむノスタルジックな空気がある。
子供の頃、近所の友達の家で、日曜の朝からテレビを観に行った記憶がある。まだ家の人が寝ているのに、ずうずうしくも行ったもんだ。
我が家にテレビが来た時はうれしかった。確かテレビを点けた時に「名犬ラッシー」をやっていたのをいまだに覚えている。その頃テレビは床の間に置き、見ないときは幕が掛けてあった。家宝のような存在だった。
昭和は家電製品、車と新しいものが増えるたびに感動したものだ。
その昭和の象徴のような下町浅草から平成のシンボルを眺める。
未来の人はこの平成の日本をどのように表現するのだろうか、ちょっと興味深いものがある。



社長の仕事 税理士 大場史郎

人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり
公務員の時給は平均4,000円程度といわれている。
これは退職金や恩給も入れてである。

1日8時間働いて32,000円、20日で640,000円である。賞与も恩給も入れればそんなものかもしれない。
時給4,000円の人が、受付をしたり、単純な事務をしたのでは税金の無駄遣いといわざるをえない。もっともっと創意工夫のいる仕事をしたり、国民や市民の苦情聞いたりなどタフな仕事をこなさなければいけない。単純労働は時給の安価なパートさんをお願いすればいい。

では、社長さんの時給はいくらですか？経営者は8時間で勤務が終わるといことはありませんし、週休2日ということもないでしょう。年収1,000万円とれば、年間300日働くとして、日給33,333円となる。年収が2,000万円なら日給66,666円です。

もっとも経営者の給与は従業員に給与を払った後取るものなので、赤字が出たら絵に描いた餅になる。
言い方を変えれば、従業員にいかにか意欲を持って働いてもらい、利益を上げ、そして彼らに給与を払い、そのおこぼれをもらうかである。

戦国武将の武田信玄は数々の名言を残しているが、その中に「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」という言葉があるのは、皆さま御存じ

でしょう。

若いころの信玄は、父親の代からの家臣の勝手な振る舞いにずいぶん悩んだようで、そのために仏にすがったわけではないのですが、出家してしまっ

た。まずは我が身を律すること。信賞必罰を徹底し、手柄を立てた部下には褒美を出し、戦で傷ついた部下には領内の温泉地療養を勧めたりした。

上杉謙信との数度の川中島の戦いで、信玄がピンチになったとき、身を挺して守ってくれたのもそのような忠誠心の強い部下達です。

織田信長がもっとも恐れ、徳川家康も尊敬した武田軍団は信玄の巧みな人心掌握術によってでき上がったようです。

我々中小企業が引き受ける仕事は、概ね大企業ではコストがかかり過ぎてできない人手のかかる部門です。

従業員のモチベーションの高さが、結果的に我々の報酬が多く取れるか、全く取れないか、それどころか追加で私財を差し出すかの分かれ目になります。

信玄の人心掌握術はいつの世でも通じます。武田信玄についてもう一度読み直してみるのも面白いかもしれません。



“相続手続”

- Aさん：去年、親父が亡くなったんで、そろそろ相続の手続をしなきゃいけないんだけど、どんな手順ですればいいんだろ？
- わたし：例えば、Xが亡くなって、相続人に妻B、長男C（成年者）、長女D（成年者）がいるとするよ。まず、Xの遺産を確定する必要があるね。不動産が所在する市町村役場でXの名寄帳の写しを取って、それを基に法務局で不動産の登記簿謄本を取れば、X所有名義の不動産すべてが把握できて漏れがないよ。次に、銀行の預金債権、株式、生命保険その他の財産も把握する。それらを一覧表にするといいね。そして、民法上の法定相続分は、妻B2分の1、長男C4分の1、長女D4分の1だけど、相続人全員で遺産分割協議をして、誰が何を相続するかを決めればいいんだよ。
- Aさん：Xが遺言を残している場合はどうなるの？
- わたし：Xが遺言で遺産の分け方を指定している場合は、それに従って分ければいいけど、相続人全員の合意で、Xの遺言内容と異なる遺産分割協議もできるよ。
- Aさん：でも、Xの遺言がない場合で、相続人全員で遺産分割協議ができないときはどうすればいいの？
- わたし：その場合が一番厄介なんだけど、現実にはよくあるよね。家庭裁判所での調停手続で話し合いがまとまらない場合は、審判手続によって遺産分割することになるね。でも審判後の親族関係は断絶することが多く、審判の結果も相続税の節税を考慮しない、単に法定相続分に応じた分配となることがほとんどなので、話し合いによる遺産分割協議と比べた場合、その経済的損失は多大なものとなるね。その結果、「意地を張らずに初めから法定相続分で分けておけばよかった・・・」と後悔する人が多いそうだよ。だから、遺産分割をするときは、相続人全員がなるべく冷静になって、節税や経済的損失を考慮して税理士などの専門家に相続人全員でアドバイスを受けてした方がいいと思うよ。
- Aさん：そうしてみるけど、こりゃあ、うちも一揉めしそうだなあ。

任意継続中の出産手当金

社会保険労務士
キャリアカウンセラー

田村 実



Q、出産休暇（産前産後休暇）に入った女性が、自己都合で退社することになりました。夫が自営業者のため、本人は協会けんぽの任意継続を望んでいます。しかし、任意継続被保険者は出産手当金の対象者ならないと聞きます。現在受給中の出産手当金は、打ち切りになってしまうのでしょうか。

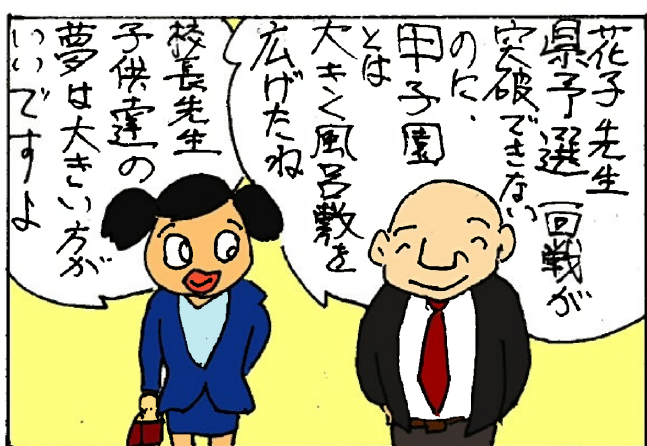
A、任意継続選択前の協会けんぽの被保険者だった期間が1年以上なら、出産手当金を継続して受給できます。

出産手当金は、被保険者が出産したとき、出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で労務に服さなかった期間支給されます。しかし、被保険者の範囲から「任意継続被保険者は除く」とされています。ですから、協会けんぽの強制被保険者の資格を喪失した後、任意継続被保険者として出産手当金を受け取ることはできません。

しかし、資格喪失日の前日まで1年以上被保険者期間があれば、資格喪失後の出産手当金の対象者になります。ですので資格を喪失後、任意継続被保険者になったとしても出産手当金を受給する対象者となります。

その場合に支給される、出産手当金の金額ですが、「退職後に出産手当金を支給する場合、強制被保険者の資格喪失時の標準報酬月額に基づき計算する」とされています。

花子32歳 おおばらう



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

日経平均株価が久しぶりに1万円を超えた。

好調な要因はアメリカの景気回復、失業者の減少が挙げられる。しかし一方で、ヨーロッパのギリシャ、スペインなどの財政赤字、失業者の増大などユーロ圏の不安定さも依然として改善されていない。

短期で株価を予想するのは難しいですが、長期で見れば大体の方向は見てくるのではないのでしょうか。そこで今回は5年後に何が伸びて、衰退するかを予測してみます。

まず、日本はこれから世界でまれにみる高齢化が進みます。少子化、高齢化は日本でビジネスをする上におけるキーワードです。

60代前半の団塊の世代は、戦後日本を引っ張ってきた。あふれる小学生・中学生を収容するためのプレハブの学校校舎、そして彼らが社会に出ると猛烈な団地開発と常に彼らを中心にして戦後日本が発展してきた。

今度は彼らが老後を迎える。老人ホームなどの老健施設が足りない。そこで厚労省はこの春、次のようなことを言い出した。「元気なお年寄り自宅、重度の障害のあるお年寄りのみが施設へ」要するに収容する場所が足りないのである。

確かに先週93歳で亡くなった女房のお父さんは月1回孫たちと太田川でゴルフをしていた。まわりに元気なお年寄りも増えてきた。

このように**増えるお年寄りをターゲットにした業種**は間違いなく伸びるでしょう。

たとえば、出歩くのが億劫な人のために、ヤマト運輸などの宅配業者が、食事を作るのが面倒な人のためにワタミなどの食事の配送業者などが伸びるでしょう。

今まで若者中心だったコンビニなども新しい需要を取り込んで伸びると思われます。

更にユニチャームなども伸びるでしょう。

高齢化で日本は再先端を走っていますが、1周遅れで韓国、台湾更には2周遅れで中国が控えています。これらの国は日本以上に出生率が下がっているため、より早い高齢化がやがておきます。

日本人のおもてなしの心、宅配事業などのきめ細かいサービス内容は、諸外国ではなかなか真似ができません。

大量生産する消費財はすぐに外国に真似をされ、価格競争に巻き込まれますが、サービス業は一朝一夕には追いつけないと思います。

日本で生き残る製造業や小売業は、**世界で通用し、海外展開に強い企業**が生き残ると思います。また限られてきます。代表格で言うと、日産、トヨタ、更にはユニクロ、セブンイレブンなど5年後には国内より、海外での売上、利益が上まわる企業になるでしょう。

また**独自のブランドを持った企業**もスイスの時計メーカーのように、世界の富裕層を中心に支持されていくでしょう。キャノンやニコンなど。

短期目的で持って、株で痛い目に遭いましたが、ぼちぼち長期で株を持っていこうかと思っています。



税務 不動産の消費税

担当: 春木円加

不動産に係る取引には、消費税が課税される取引と課税されない取引があります。今回は、家主(不動産業者)が事務所や住宅などの建物を賃貸した場合の家賃収入について、消費税の取り扱いをご案内します。

ここでは、3F建てのマンションで1Fを事務所用、2・3Fを居住用として賃貸している例を使ってご説明させていただきます。

●家賃、共益費の取り扱い

事務所などの建物を貸し付ける場合の家賃は課税の対象になりますが、住宅用としての建物の貸付は、契約による貸付期間が1か月に満たない場合を除き非課税とされています。また、共益費の取り扱いについては家賃と同様に取扱われます。したがって、1Fの家賃・共益費については消費税が課税されますが、2・3Fの家賃・共益費について消費税は課税されません。

なお、家賃を土地部分と建物部分とに区分して収受している場合でも、その総額が建物の貸付の対価として取扱われますので、ご注意ください。

●敷金、礼金の取り扱い

礼金などのように返還を要しないものは課税の対象になりますが、敷金のように返還しなければならぬものは課税の対象にはなりません。ただし、消費

税が課税されるのは事務所用などの建物を貸し付ける場合であり、居住用としての建物の礼金については非課税とされています。家賃と同様に事務所用と居住用で取り扱いが異なりますのでご注意ください。したがって、1F礼金については消費税が課税されますが、1Fの敷金及び2・3Fの敷金・礼金には消費税は課税されません。



●原状回復工事で敷金から差し引いた金額の取り扱い

入居者が退去する場合には原状回復工事を行ってから退去しますが、多くの場合家主が原状回復工事を行います。この場合、入居時に預かっている敷金から原状回復工事にかかった費用を差し引いて返金しますが、その差し引かれた金額は売上として消費税が課税されます。(もちろん、工事にかかった費用はその売上に対する課税仕入として消費税の計算上控除の対象となります。)

この場合注意が必要なのは、家賃や礼金と異なり、用途が事務所用であっても居住用であっても原状回復に係る売上はどちらに対しても消費税が課税されるという点です。

したがって、1F、2・3Fとも原状回復のため敷金から差し引いた金額は、消費税が課税される売上となります。

税務 マイホームの固定資産税について

担当: 吉村千花子

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に、「土地・家屋・償却資産」を所有している者に課税される地方税(市町村)のことで、登記名義がある限りずっとかかってくる税金です。

税額は 固定資産税評価額(概ね時価の6~5割)×1.4% となります。

マイホームの敷地については特例があり、負担が大きくなりなくなっています。

・マイホームの敷地が200㎡までの部分 … 固定資産税評価額× $\frac{1}{6}$ ×1.4%

・ “ ” を超える部分… 固定資産税評価額× $\frac{1}{3}$ ×1.4%

となります(この軽減率は固定資産税の軽減率であって、都市計画税の軽減率は異なります)。

さらに新築住宅の場合、居住用部分の床面積が50㎡以上~280㎡以下で、総床面積の50%以上が居住用である場合は、家屋の居住用部分(120㎡までの部分)の固定資産税額が $\frac{1}{2}$ にさらに軽減されます。この $\frac{1}{2}$ になる期間は耐火構造の建築物、または準耐火建築物で3階建て以上の場合5年間、それ以外で3年間になります。

では、マイホームが一軒家の場合とマンションの場合の違いについて。まず、一軒家の場合、土地の税金が高くなり、家屋(木造の場合)の税金は何年か経つと安くなります。また、新築住宅で税金が軽減される期間は3年となりますので3年目以降は固定資産税がぐんと増額します。

マンションの場合は、土地はマンション全体で評価したあと、持分割合によって税金を按分するので安くなります。家屋の税金も持分割合で計算しますが、鉄筋であるため何年か経っても税金はあまり下がりにません。また、新築住宅で税金が軽減される期間は耐火構造の建築物になるので5年となりますので5年目以降、ぐんと増額します。それぞれ違いますが、注意して見てみてください。

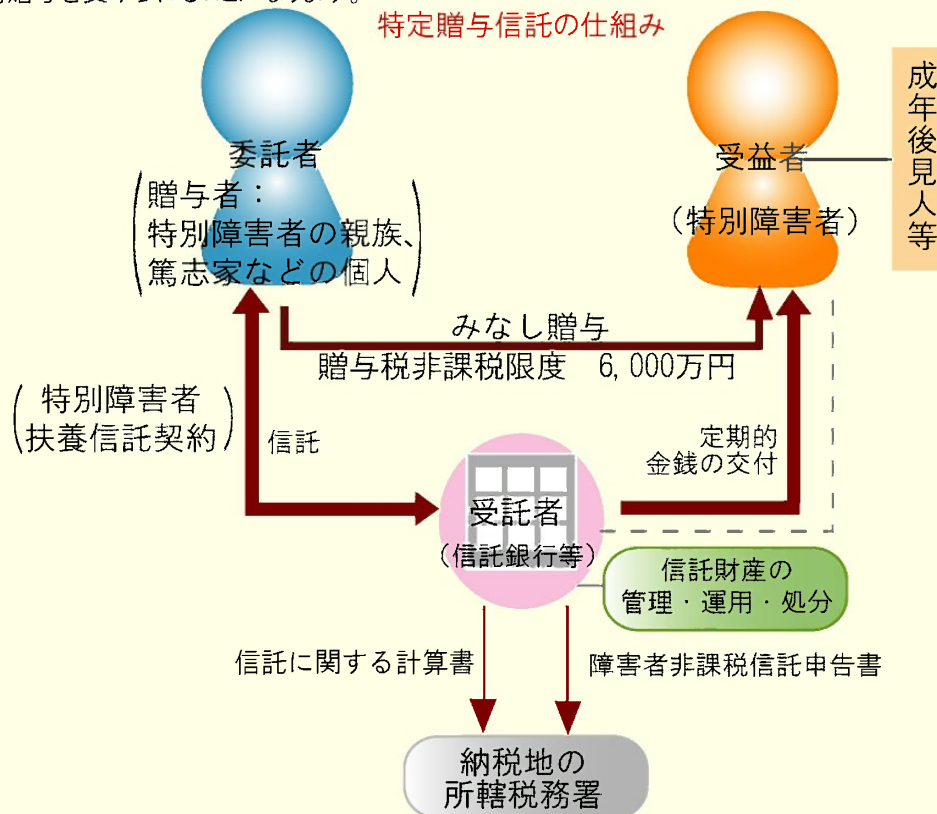


税務 特別障害者の贈与税

担当: 宗盛早織

贈与税には、**特別障害者**のための非課税制度があると聞きました。どのような仕組みなのか教えてください。

※**特別障害者**: 身体障害者手帳に1級又は2級と記載されている人等一定要件が必要です。特別障害者の経済的な安定を図るための、税制上の優遇措置の一つとして、「特別障害者に対する贈与税の非課税制度」があります。これは、特別障害者の親族や篤志家の方などが金銭、有価証券その他の財産を信託銀行に信託したときは、6,000万円を限度に贈与税が非課税になるというものでこれにより特別障害者の方は、贈与税の心配をすることなく、その親族や篤志家(とくしか: 社会奉仕・慈善事業などを熱心に行う・支援する人)の方などから生前贈与を受けられることになります。



信託できる財産には、金銭・有価証券・金銭債権などがあり、受益者である特別障害者の生活・療養の必要に応じ、定期的に支払われます。積立てておいて、将来必要が生じた時点でお支払い方法を決めることや、変更することも可能です。

特別障害者に対する贈与税の非課税の適用と受けようとする特別障害者は、一定の書類を添付の上、障害者非課税信託申告書を、受託者の営業所等を経由し、財産の信託がされる日までに、納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

税務 太陽光発電設備及び風力発電設備などを取得した場合の特別償却又は税額控除

担当: 吉國雄一郎

平成24年度の税制改正により、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定規模以上のものに限定した上で、**平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をして1年以内に事業供用した場合には、初年度即時償却ができることとされます。**つまり、全額を事業供用した事業年度の経費として計上できると言う事になります。



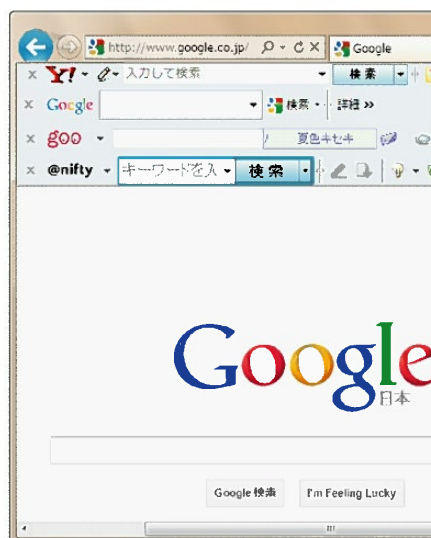
中小企業者については、即時償却をして全額を経費として計上するか、取得価額の7%(法人税額の20%を限度)を税額控除する方法について選択適用できます。



ブラウザ 編

ブラウザの起動が遅くなった。

インターネットを閲覧するブラウザのウインドウの上部に、ツールバーがいくつも並んでいることがあります。図Aのようにツールバーがたくさんあると、ブラウザの起動が遅くなります。使用していないツールバーはアンインストールして、軽くすることをお勧めします。それぞれの**ツールバーの左端の×印をクリック**すると、メッセージが表示されますので、メッセージにしたがって無効にできます。



図A 4つのツールバーが並んでいるIE9の画面。これらのツールバーはソフトのインストール時に一緒にインストールされて、知らないうちに増えていることがあります。



図B ツールバーを無効にしてスッキリした画面。

☆ シンプルスピードよりお知らせ★**大切**

担当:宗盛早織

シンプル給与をお使いの方へ

4月より雇用保険の料率が変わります。料率表の設定変更をお願いします。

給与メインメニューより



各種料率表設定



等級	標準報酬月額	健康保険料月額	健康保険介護保険料月額	厚生年金保険料月額	報酬月額
1	58,000	2,303	3,353	8,042	0
2	68,000	3,410	3,937	8,042	63,000
3	78,000	3,912	4,518	8,042	73,000
4	88,000	4,413	5,095	8,042	83,000
5	98,000	4,915	5,674	8,042	93,000
6	104,000	5,216	6,022	8,534	101,000
7	110,000	5,516	6,369	9,027	107,000
8	118,000	5,918	6,832	9,683	114,000

【2. 雇保】タブ



雇用保険料率

A 0.006 一般の事業

B 0.007 農林水産・清酒製造業・建設業

雇用保険料率を手入力で変更します。

【改定日】	2010/04/01	→	2012/04/01
【A 一般の事業】	0.006	→	0.005
【B 農林水産・清酒製造業・建設業】	0.007	→	0.006

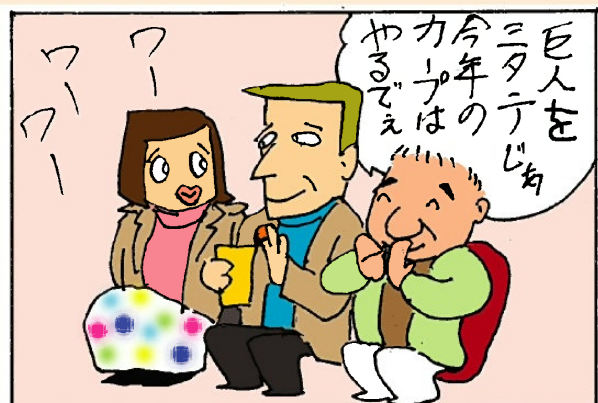
雇用保険料率

A 0.005 一般の事業

B 0.006 農林水産・清酒製造業・建設業



お婆いろう



※三立て=3連勝すること



今年は秋まで、鯉のぼりを上げておきましょう

事務所からのお知らせ

宮本佳依

平成24年3月分から協会けんぽ(社会保険)の健康保険料率が変わります。

健康保険料率

現行 9.53% → 平成24年3月分~10.03%

介護保険料率(40歳から64歳までの方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。)

現行 1.51% → 平成24年3月分~1.55%

変更後の保険料率の適用は、3月分(4月末納付分)からとなります。

また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

給料計算にシンプルスピードをご利用頂いている関与先の皆さまには、一部ファイルの更新をして頂かなければなりません。詳しくは、各担当者へお問い合わせください。

産休から戻ってきました

1年3ヶ月 お休みをいたたきありがとうございました。

お陰様で子育てにも大分慣れ4月からはまた仕事も頑張っていきたいと思います。よろしく願い致します。



田熊美里

編集後記

最近、野球がとてもおもしろいです。

生まれてからずっと広島なのでカープファンです。今年はまだ球場には行っていないですが、テレビであまり放送しないのでラジオも聞いて応援しています。ただラジオは専門用語が多くて、先日のラジオでも39イニング連続無失点とか完全試合がどれだけすごいかわからなかったり、クイックモーションとか、フィルダースチョイスとか実況の人が言っている言葉が暗号のようでどういう意味?どういう意味?と思いつながりながら試合がどんどん進んでいくのでなかなかついていけなかったりするのですが、意味がわかると一段とおもしろいです。選手の名前はスマホのプロ野球カードゲームでだんだん覚えてきています。

マエケンのノーヒットノーランに6連勝中のカープ。負け続けるカープもカープらしくてきらいではありませんが、今のっているうちに一度は球場へ行きたいな...と思っています!

吉村千花子